

# あげまつだより



令和8年2月12日発行  
No.21 上松町

## 税金等を窓口で納付されている皆様へ

税金等の納入期限について、お忘れのないように納入をお願いします。

税 目	期 別	納 期 限
国民健康保険税	第10期	令和8年3月2日(月)
後期高齢者医療保険料	第8期	

### ◆納入期限までの納入にご協力下さい◆

諸事情により納期限までに納められない場合はお早めにご相談下さい。納期限が過ぎても未納の場合は、督促状の発送や訪問による納税をお願いしていますが、督促手数料(100円)がかかります。その後も未納の場合には、差押等の滞納処分を受ける場合があります。

### ◆便利な口座振替をご利用下さい◆

現在、窓口で納入されている皆様(納税通知書に「口座振替」の記載のない方)に口座振替をお勧めしています。忘れてしまうこともなく必ず納期限に納入されます。役場窓口と金融機関に「口座振替依頼書」がありますのでご利用下さい。役場までお越しになるのが困難な場合はご連絡下さい。(その際は、通帳と印鑑をご用意下さい)

### ◆マンデー(月曜)納税日をご利用下さい◆

毎週月曜日は午後7時まで窓口業務を延長しておりますので、税金等を納入することができます。(休日の場合は翌日)お仕事等により日中に納入することが困難な場合にご利用下さい。

【お問合せ先】 上松町 企画財政課収納係・住民福祉課厚生係 TEL 52-2001

## 携帯電話の契約は慎重に

携帯電話の契約は慎重に行いましょう

携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションをつけられていたといった相談が寄せられています。

契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。

契約書もその場で確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。また、不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。



【お問い合わせ先】 長野県消費生活センター 電話番号 0263-40-3660

### ◆◆◆ 緊急当番医予定表 (令和8年2月) ◆◆◆



年	月	日(曜日)	医院名	町村名	電話番号
令和8年	2月	15日(日)	木曾みたけ診療所	木曾町三岳	46-2266
		22日(日)	古根医院	大桑村	55-1188
		23日(月)	田澤医院	木曾町開田	44-2008

※上記は変更になる場合もあります、受診前にご連絡をお願いします。(木曾医師会提供)

※2月15日は木曾みたけ診療所ですのでご承知おきください。

## 動物駆逐用煙火 講習会

鳥獣追い払い用花火講習会（動物駆逐用煙火）の開催について

町内で有害鳥獣（特にサル）の農作物被害や住宅地の出没が増加している状況のなか、被害防止対策（追い払い）の一環として、鳥獣追い払い用の花火講習会（動物駆逐用煙火）を下記の日程で開催します。通常のロケット花火より強力なもので、講習を受けなければ購入・使用ができないものになります。

講習会に参加を希望される方は、3月4日（水）までに上松町鳥獣害防止対策協議会事務局（林務係）へお申し込みください。

尚、近隣の皆様には、花火の音でご迷惑をお掛けしますが、短時間の講習ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

日 時：令和8年3月15日（日） 10時00分から

会 場：上松小学校 校庭

受講資格：18歳以上

※持ち物は特に必要ありません。

※講習費用は無料になりますので、ご興味のある方は、お誘いあわせの上、ご参加ください。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

上松町鳥獣害防止対策協議会事務局

上松町産業観光課 林務係 電話52-4804（直通）

## 地域おこし協力隊主催イベント

【大人の手習い時間ー北欧モダンで彩る「吊るしびな」づくり】

暮らしを彩る北欧デザインで伝統のカタチを製作します。没頭する楽しさと褒め合う喜びに出会う時間です。作り方を学びながら一緒にチクチクお裁縫時間を楽しみましょう！ぜひお気軽にご参加ください。

日 時：3月1日（日）、3月2日（月） 13:00～15:00

場 所：寢覚公民館

参加費（キット代）：500円

対 象：中学生以上

定 員：各回5名

企 画：地域おこし協力隊 中村

お申込み：上松町企画財政課 企画政策係 TEL：52-4901

※製作キットでお渡ししますので、続きは持ち帰って完成までお楽しみください。

【ワンポイント刺繍教室「糸とお茶。」】

日 時：3日（火）、10日（火）、14日（土）、17日（火）、24日（火）

①9:00～11:00、②13:30～15:30、③17:30～19:30の3コース

場 所：よろまいか

参加費：各回1,000円

※手ぶらでご参加いただけます。

刺繍をあしらいたいものがある場合はご持参ください。

企 画：地域おこし協力隊 中村

お申込み：上松町企画財政課 企画政策係 TEL：52-4901

またはInstagram DM (@ito\_to\_ocha.) まで



ITO\_TO\_OCHA

## 物価高対応子育て応援手当の支給

「物価高対応子育て応援手当」とは、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及び中特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から支給することが国において決定されたものです。この手当の受給については、原則申請不要です。

ただし、勤務先から児童手当を支給されている公務員の方や令和7年10月1日以降離婚などにより受給者が変更となった方については申請が必要です。該当される方は、「申請が必要な方」を確認してください。

### 対象者

#### 公務員以外の方

- ①令和7年9月分の児童手当の支給対象児童（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を上松町で受給されている方
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母など
- ③①の受給者の配偶者の方で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに児童手当の受給者となった方

#### 公務員の方

- ④令和7年9月分の児童手当の支給対象児童（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を勤務先で受給されている公務員の方
- ⑤令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母などで、公務員の方
- ⑥④の受給者の配偶者の方で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに児童手当の受給者となった公務員の方

支給額 対象児童1人につき 20,000円

#### 申請が不要な方

- ・対象者①に該当する方【令和7年9月分の児童手当受給者】（公務員等は除く）  
申請は不要です。対象者の方には案内を送付いたします。支給は令和8年3月中旬頃を予定しています。

- (注)支給する口座は原則令和8年2月10日に振り込む児童手当の支給と同じ口座に支給します。
- ・対象者②に該当する方【令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母など】（公務員等を除く）

上松町に児童手当の認定請求をして、認定となった方が対象です。申請は不要です。案内を送付しますのでお待ちください。

#### 申請が必要な方

- ・対象者③に該当する方【令和7年10月1日以降離婚などにより受給者が変更となった方】（公務員等を除く）原則手続きが必要です。申請方法等については担当までお問い合わせ下さい。
- ・対象者④、⑤、⑥に該当する公務員の方 原則手続きが必要です。申請方法・申請書の配布等は勤務先に確認してください。支給は申請書が町に到着後2週間後程度となります。
- ・支給を希望しない方、支給口座の変更を希望する方

原則手続きが必要です。申請方法等については担当までお問い合わせ下さい。

#### 物価高対応子育て応援手当コールセンター

こども家庭庁において下記の通りコールセンターを設置しています  
電話：0120-252-071 時間：平日9時～18時まで



#### “振り込め詐欺”や“個人情報”の搾取にご注意ください

ご自宅や職場などに上松町から問い合わせを行う場合がありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

担当：教育委員会事務局 子育て支援係 電話：0264-52-4900

## 物価高騰対策高齢者給付金支給事業

### 上松町物価高騰対策高齢者給付金支給事業のお知らせ

上松町では、生活に直結する食料品や日用品などの価格高騰への支援として、町内に住所のある65歳以上の高齢者に対し給付金を支給します。対象となる方には、「申請書兼口座振替届出書」を送付いたします。同封の返信用封筒で返信いただくか、役場住民福祉課福祉係に提出をお願いします。

1. 対象者 令和8年1月1日時点で上松町に住民票のある65歳以上の方
2. 支給額 一人当たり 5,000円
3. 届け出 2月13日に、対象者あてに「申請書兼口座振替届出書」を発送します。  
送付書類をご確認いただき役場に持参、または返信用封筒にて書類の提出をお願いします。
4. 提出期間 令和8年2月16日（月）～令和8年3月19日（木）

【問い合わせ先】上松町住民福祉課福祉係 電話：52-5550

## 行政書士会「無料相談会」

長野県行政書士会及び同中信支部では、2月22日を「行政書士記念日」と定め、『無料相談会』を実施します。

○日時 2月21日（土） 午前10時から午後3時

○場所 上松町ひのきの里総合文化センター 1階音楽室（上松町大字上松159番地8）

○相談内容

◆遺言・相続関係に関して

遺言書や遺産分割協議書の作成、相続財産の調査、家族信託、成年後見制度のご相談

◆ビジネスをサポートする各種申請

建設業許可、産業廃棄物処理業許可、農地転用許可、運送業許可、自動車登録など官公署への申請のご相談

◆外国人の在留資格

外国人の雇用や呼び寄せ、在留資格の変更・更新・取得等の申請や永住、帰化の相談

◆その他 各種契約書や内容証明など様々な必要書類作成のご相談

【問合せ先】長野県行政書士会中信支部 電話：0263-87-3798

（事前予約も可能ですので、中信支部へご連絡ください。）

## 相続登記の申請 義務化

### 長野県地方法務局からのお知らせ

●令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されました。

令和6年4月1日以降、不動産を相続した場合は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になりました。令和6年4月1日より前に不動産を相続し、その取得を知っていた場合も、対象です。詳しくは、法務局HP（「法務省」で検索）をご覧ください。

なお、相続登記に関する相談は、長野県司法書士会が運営する「常設電話相談(無料)

【電話：026-232-6110】受付時間 平日12:00～15:00をご利用いただけますと、大変便利です。

自身の相続への備えとして、自筆証書遺言書保管制度のご利用も、是非、ご検討ください。

【問合せ先】長野県地方法務局木曾支局 電話：0264-22-2186